

花壇づくり支援事業のご案内

事業の目的と内容

花で満たされた潤いのある街づくりを推進するため、地域における先駆的なモデル地区として新たに花壇等を設置し、維持管理を行う市民活動に対する支援として助成金を交付します。

助成の対象者

- ① 新たに花壇、プランターを設置し、自ら花の植栽及び管理活動を行おうとする者
- ② 自治会や商店会などの地域で活動する者
- ③ 構成員が5名以上であること
- ④ 活動の目的や内容が非営利であること

対象となる花壇等

- ① 公共施設、公的施設、又は道路に面した公開性の高い民有地等に設置するもの。ただし、国、地方公共団体その他の公共団体が設置するものを除く。
- ② 法令等に基づいて行う緑化ではないこと。
- ③ 法令等により植栽が認められない場所や、危険のおそれがある場所に設置しないこと。
- ④ 土地所有者の同意を得て設置する花壇等であること。
- ⑤ 他制度の助成・補助などを受けて設置する花壇等でないこと。
- ⑥ 本支援制度により、これまでに支援を受けていないこと
- ⑦ 花壇を設置する場合、面積が内形寸法により算出して10㎡以上であること。
- ⑧ プランターを設置する場合、面積の合計が3㎡以上であること。

助成の内容

1団体に対して最大で2ヵ年、助成する。

【対象となる経費】

- ・花壇等の新設に必要な資材購入費
レンガ、石材、杭、客土、プランター等。
- ・植栽に必要な資材購入費
花苗、種、低木類、地被類、育苗ポット、肥料、薬剤、培養土等。

【助成額】

- ・花壇を設置する場合の上限 6,000円/㎡まで
- ・プランターを設置する場合の上限 20,000円/㎡まで
- ・1団体に対する合計の限度額（年間） 100,000円/年まで

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額とする。

☀ 花壇づくりにおける留意事項等

- ① 花壇等は日照、水はけの良好な場所に設置すること。
- ② 設置にあたっては、周囲への安全に配慮し、関係者等に対して整備内容を十分周知すること。

助成金申し込みの流れ

花壇づくり助成金交付申請書
(計画書・案内図・写真・名簿・見積書)



花壇づくり助成金交付可否決定通知書

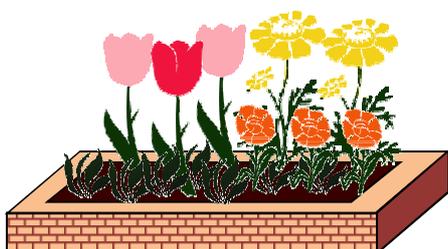
花壇づくり実施報告書 (写真・領収書等)



花壇づくり助成金額確定通知書

花壇づくり助成金交付請求書

助成金の振込み (指定口座へ振り込まれます)



お問い合わせ先

公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団

TEL : 047-318-5760

FAX : 047-371-5140